

土地区画整理事業の事業計画変更に係る縦覧のお知らせ

土地区画整理事業の施行において事業計画の見直しを行なう際には、土地区画整理法第55条第1項の規定に基づき、2週間の縦覧が義務付けられています。

この度、中心部地区及び宮ヶ崎地区の土地区画整理事業において、事業計画の変更を行なうので、次のとおり変更案の縦覧を行ないます。

変更点

○中心部地区・宮ヶ崎地区

事業進捗(換地設計、関係機関協議等)に基づく土地利用計画の見直し、事業費の見直し

【縦覧について】

- 縦覧期間：平成29年1月30日（月）から平成29年2月13日（月）
- 縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分
- 縦覧場所：女川町役場仮設庁舎2階復興推進課内
(※期間中の土日も縦覧することができますので、当日の当直職員へお申し出ください)

【意見書の提出について】

変更案に意見のある方は、土地区画整理法第55条第2項の規定に基づき、宮城県知事に意見書を提出することができます。

意見書には、住所・氏名・連絡先を記入のうえ、できるだけ具体的に意見を記載して、持参または郵送のいずれかの方法で宮城県土木部都市計画課または、女川町復興推進課に提出して下さい。

提出期間：平成29年1月30日（月）から平成29年2月27日（月）当日消印有効
提出先：宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号宮城県庁9階 土木部都市計画課
宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原316 女川町役場復興推進課

この件に関する問い合わせ先

復興推進課土地区画整理係 0225-54-3131 （内線：232）